



# 島根県報

令和6年5月21日（火）  
第516号  
（毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

地方税の収納事務の委託	（税 務 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	3
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	3
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（5件）	（中 小 企 業 課）	4

### 【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧（4件）	（中 小 企 業 課）	9
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	11

## 告 示

## 島根県告示第363号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項及び島根県会計規則の一部を改正する規則（令和6年島根県規則第23号）による改正前の島根県会計規則第31条の3第1項の規定により告示する。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 委託した歳入の種類

次に掲げる島根県税等

- (1) 自動車税
- (2) 自動車税種別割
- (3) 個人の事業税
- (4) 不動産取得税
- (5) 鉾区税
- (6) 軽油引取税
- (7) 県たばこ税
- (8) ゴルフ場利用税
- (9) 産業廃棄物減量税
- (10) 法人の県民税
- (11) 法人の事業税（地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。）

## 2 委託した者の名称等

委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地	委託した事務の内容	委託の開始年月日
東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社NTTデータ	収納金及び収納情報の取りまとめ、県が指定する金融機関への収納金払込み及び県への収納情報の送付	平成20年4月1日
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号 ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
東京都港区港南一丁目8番27号	マルチメディアキオスク端末を設置してい	平成26年4月1日

株式会社しんきん情報サービス

る加盟店における島根県税等の収納事務

## 島根県告示第364号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団 水澄み会	通所介護	デイサービスセンター とびの郷ゆうなぎ	浜田市治和町214-1	令和6年5月31 日

## 島根県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 宍道湖西岸土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

多久和 昌 出雲市灘分町1972番地  
 常松 光政 出雲市灘分町2012番地  
 岡田 直行 出雲市灘分町2506番地  
 坂本 勉 出雲市灘分町1214番地  
 湯浅 明 出雲市灘分町191番地  
 田中 悟 出雲市平田町5748番地  
 坂本 浩二 出雲市園町1529番地 1  
 福田 慎 出雲市園町1433番地  
 原 裕美 出雲市西代町238番地  
 岡 浩二 出雲市平田町1826番地 1  
 森山 貞雄 出雲市国富町1116番地 4  
 江角 道夫 出雲市国富町1108番地  
 多久和卓志 出雲市島村町559番地  
 西尾 智子 出雲市灘分町2489番地

## 監事

角 孝修 出雲市園町157番地  
 渡部智登志 出雲市灘分町2388番地  
 角 弘 出雲市灘分町1496番地 6

## 2 就任年月日

令和6年4月27日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

多久和 昌 出雲市灘分町1972番地  
常松 光政 出雲市灘分町2012番地  
田中 悟 出雲市平田町5748番地  
坂本 浩二 出雲市園町1529番地 1  
原 裕美 出雲市西代町238番地  
森山 貞雄 出雲市国富町1116番地 4  
新宮 明人 出雲市灘分町142番地  
河中 義秋 出雲市灘分町2741番地  
多久和卓志 出雲市島村町559番地

## 監事

角 孝修 出雲市園町157番地  
渡部智登志 出雲市灘分町2388番地  
多々納誠司 出雲市灘分町1595番地

## 島根県告示第366号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町頓原141-3、2646-2・2646-4・2646-5・2647-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

頓原141-3、2646-2・2646-4・2646-5・2647-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第367号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス乃白店 島根県松江市乃白町2009番外

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号

##### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田 高志

(変更後) ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 五味 肇

##### (4) 変更の年月日

令和6年3月1日

#### 2 届出年月日

令和6年5月1日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

##### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

##### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

##### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

#### 島根県告示第368号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ東出雲店 島根県松江市東出雲町揖屋798-4外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一

(変更後) 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普

## (4) 変更の年月日

令和6年3月1日

## 2 届出年月日

令和6年5月9日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第369号**

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ川跡店 島根県出雲市稲岡町37外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一

(変更後) 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課(出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

### 島根県告示第370号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ今市店 島根県出雲市今市町139-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一

(変更後) 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

---

令和6年5月9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第371号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ塩冶店

ドラッグストアウェルネス上塩冶店

島根県出雲市上塩冶町2668外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神一丁目1-10

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一

（変更後）株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

2 届出年月日

令和6年5月9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

---



出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があつたので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ東出雲店 島根県松江市東出雲町揖屋798-4外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

3 承継の年月日

令和6年3月1日

4 承継前に届出をした者の名称及び住所

マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

5 承継の理由

経営統合のため

6 承継に係る店舗面積

4,829平方メートル

7 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があつたので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ川跡店 島根県出雲市稲岡町37外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- 3 承継の年月日  
令和6年3月1日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所  
マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
- 5 承継の理由  
経営統合のため
- 6 承継に係る店舗面積  
1,474平方メートル
- 7 縦覧場所  
出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ今市店 島根県出雲市今市町139-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- 3 承継の年月日  
令和6年3月1日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所  
マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
- 5 承継の理由  
経営統合のため
- 6 承継に係る店舗面積  
1,888平方メートル
- 7 縦覧場所  
出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ塩冶店  
ドラッグストアウェルネス上塩冶店

島根県出雲市上塩治町2668外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号（マックスバリュ塩治店）
- 3 承継の年月日  
令和6年3月1日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所  
マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号（マックスバリュ塩治店）
- 5 承継の理由  
経営統合のため
- 6 承継に係る店舗面積  
1,606平方メートル（2,591平方メートルのうち）
- 7 縦覧場所  
出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測深測量）
- 2 作業期間  
令和6年5月7日から同年12月20日まで
- 3 作業地域  
出雲市及び雲南市地内